

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第八号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条から第八条までの規定中「附則第七項」を「附則第六項」に改める。

第十七条の二中「支給地域、支給割合及び支給方法」を「支給等について」に改める。

第二十三条の三第二項第一号中「第九号」を「第八号」に、「第十三号から第十六号まで」を「第十二号」に改め、同項第二号中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に、「第十七号」を「第十三号」に改め、同項第三号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同項第四号中「第十八号」を「第十四号」に改め、同項第五号中「第十九号」を「第十五号」に改め、同条第三項中「第十八号」を「第十四号」に改め、同条第五項中「第十一号」を「第十号」に改める。

第二十三条の四第一項中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改める。

第二十四条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十七条第三項第一号イ中「百分の八十七以上百分の百四十以下」を「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」に、「百分の百十三以上百分の百八十以下」を「百分の百九・五以上百分の百七十五以下」に改め、同号ロ中「百分の七十七以上百分の八十七未満」を「百分の七十四以上百分の八十三・五未満」に、「百分の百以上百分の百十三未満」を「百分の九十七以上百分の百九・五未満」に改め、同号ハ中「百分の六十七」を「百分の六十四・五」に、「百分の八十七」を「百分の八十四・五」に改め、同号ニ中「百分の六十七未満」を「百分の六十四・五未満」に、「百分の八十七未満」を「百分の八十四・五未満」に改め、同項第二号イ中「百分の三十五超」を「百分の三十二・五超」に、「百分の四十五超」を「百分の四十二・五超」に改め、同号ロ中「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に改め、同号ハ中「百分の三十五未満」を「百分の三十二・五未満」に、「百分の四十五未満」を「百分の四十二・五未満」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七(第二十三条の三関係)

作業の種類	支給額
-------	-----

一 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の作業	交通取締用自動車（交通取締用自動車二輪車を除く。）を巡行させて行う作業		高速道路等	四百六十円
	交通取締用自動車二輪車を巡行させて行う作業		一般道路等	四百二十円
二 交通取締用自動車運転作業	交通取締用自動車二輪車を巡行させて行う作業		高速道路等	四百六十円
	交通取締用自動車二輪車を巡行させて行う作業		一般道路等	四百二十円
三 交通取締・交通捜査作業	高速道路等上において行う人傷交通事故処理作業及び悪質又は危険な交通違反等の捜査の作業で人事委員会が定めるもの	日の出から日没まで	八百四十円	
		日没から日の出まで	千二百六十円	
	一般道路等上において行う人傷交通事故処理作業及び悪質又は危険な交通違反等の捜査の作業で人事委員会が定めるもの	日の出から日没まで	五百六十円	
		日没から日の出まで	八百四十円	
四 現場に臨場して行う犯罪鑑識作業	五百六十円			
五 現場以外における犯罪鑑識作業	二百八十円			
六 警ら用無線自動車運転作業	四百二十円			
七 警ら作業	三百四十円			
八 留置施設看守作業	二百四十円			
九 身辺警護等作業	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛		千百五十円	
	その他の警衛及び警護		六百四十円	
十 銃器犯罪捜査作業	銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業で人事委員会の定めるもの（以下「現行犯人逮捕等作業」という。）	千六百四十円		
		現行犯人逮捕等作業に付随して行われる固定配置作業及び銃器を所持する犯人の逮捕の作業（現行犯人逮捕等作業を除く。）	千九十円	
	銃器を所持する犯人の逮捕に付随して行われる固定配置作業及び銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する警戒作業で人事委員会の定めるもの	八百二十円		
	死体の検視に関する業務に従事する職員で人事委員会が認めるものが行う死体検視又は死体見分	三千二百円		

<p>十三 特殊危険物質 等取扱作業</p>		<p>十二 少年補導作業</p>		<p>十一 死体取扱作業</p>	
		<p>特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で、その現場に隣接し、特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は避難誘導等若しくは特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が認めるもの</p>	<p>特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で、その現場において行う被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は避難誘導等</p>	<p>死体の検視に関する業務に従事する職員で人事委員会が認めるものが行う解剖立会</p>	<p>その他の職員が行う解剖立会</p>
<p>特殊危険物質等が発散又は漏えいしていない状況下で、その現場において行う特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が認めるもの</p>	<p>特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で、その現場に隣接し、特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は避難誘導等</p>	<p>四千六百円</p>	<p>四千六百円</p>	<p>千六百円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三千二百円）</p>	<p>三千二百円</p>
<p>二千六百円</p>	<p>二千六百円</p>	<p>四百七十円</p>	<p>二百七十円</p>	<p>千六百円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三千二百円）</p>	<p>三千二百円</p>

十四 潜水作業	特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業	四百六十円
	その他特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業	二百五十円
十四 潜水作業	潜水深度二十メートルまで	三百十円
	潜水深度三十メートルまで	七百八十円
	潜水深度三十メートルを超えるとき	千五百円
十五 夜間緊急呼出し作業		千二百四十円

別記様式第八号及び別記様式第九号中「~~所長~~」を「~~所長~~」に改める。

別記様式第十六号中「~~所長~~の決済印」を「~~所長~~の決裁印」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「いう。」の下に「及び特定管理職員(同規則第二十八条の二第三項に規定する特定管理職員をいう。)」を加え、同項第一号中「百分の六十七以上百分の七十七未満」を「百分の六十四・五以上百分の七十四未満」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)
- 2 教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十六年広島県人事委員会規則第三十八号)の一部を次のように改正する。
第二条中「附則第七項」を「附則第六項」に改める。